

(要約)

民事調停の進行についての考察—当事者のニーズを踏まえた調停—

横路 俊一

第1 はじめに

民事調停の進行については、運用に委ねられている部分が相当程度あり、様々な進行方法が考えられる。近時、司法研究報告書第66輯第1号として公表された『簡易裁判所における民事調停事件の運営方法に関する研究』において、一定の事案類型における「法的観点を踏まえた調停」が、進行方法として提示された。本稿においては、このような考え方を否定するものではないが、法的観点を踏まえた調停はあくまで利用者のニーズの一つに過ぎないということを前提に、民事調停における当事者のニーズは何かということを調停手続の過程において拾い上げ、当事者のニーズに応じた進行を行うことについての考察を目的とする。

第2 民事調停の進行のあり方についての再考察

1 制度、実務及びそれらに対する評価

民事調停制度は、昭和49年改正において、法的観点を踏まえた調停を志向し、また、実務においても、調停に代わる決定の活用をはじめとして、法的観点を重視する運用について議論が重ねられており、司法研究が一つの到達点を示したものといえよう。もっとも、その定着については、解決率の向上も見られるようであるが、発展途上であり、司法研究の公表後も民事調停の新受件数は伸び悩んでいるのが現実である。

他方で、これまで、法的観点を踏まえた調停にとどまらない民事調停制度の多様性や、手続過程の重視に関する議論が一定程度なされてきたことも指摘することができる。例えば、研究者からは、民事調停について、民事紛争処理における訴訟と当事者の和解契約との間をどちらにも傾斜しうる制度として存在するのであり、訴訟の方に近づけて運用することもできるし、交渉のほうに傾斜して運用することもできる、との指摘がなされている。また、昭和49年改正についての評価においては、法的判断の重要性を説いて調停の機能を充実することへの危惧が示され、手続のあり方の重要性が指摘されていたり、実務家による座談会においても、当事者における自己表明の機会や、相手との話し合いの機会の確保の不十分さが指摘されているところである。民事調停の実務運用としては、法的観点を踏まえた調停に限られず、多様な進行方法があり得るということになろう。また、その手続の内実を検討することが肝要である。

2 調停に関する学説の状況

民事調停の基礎理論については、調停制度の位置づけ、存在意義、本質論、運営の型（評価型調停／促進型調停）、方式（別席／同席調停）等についてこれまで論じられている。

位置付けについては、小島武司教授の「正義の総合システム」、太田勝造教授の「ADRの新プラネタリ・システム」、井上治典教授の「手続保障の第三の波」を背景とする「八ヶ岳モデル」といった見解があり、民事紛争解決制度における民事調停のとらえ方がそれぞれ異なる。これらの学説に対しては相対的にとらえた上で、民事調停の進行方法と関連付けられた分析がなされている。また、調停本質論については、これまで調停合意説と調停裁判説について議論がなされてきた。近時の議論においては、調停合意説の立場に立ちつつ、調停裁判説の主張する事実認定や法的判断を現行法規の枠内で可能な限り強化していかなければならないとする見解、調停合意説と調停裁判説の差異は、当事者の合意と裁判官（調停委員会）の関与の関係をどのように捉えるかということにあるとする見解等が存在し、その際は相対化されている。さらには、調停本質論と調停の進行方法との関連付け

については、調停合意説の立場に立ちつつ、調停裁判説の主張する事実認定や法的判断を現行法規の枠内で可能な限り強化していかなければならないとする立場において、合意形成の主導権については、パターンリズムの弊害、合意の任意性確保の観点から当事者主導方式が望ましいとしつつ、同席／別席調停の調停方式については、まだ同席方式を無理強いしない方がよいとされているなど、一義的に決まるものではないと評価できる。

民事調停の存在理由・機能については、訴訟制度のほかに恒常的な調停制度を設ける理由は何であるか、民事調停はどのような機能を果すべきものと期待されているかを問題とするものである、とされており当事者のニーズと関連付けられている。これまで学説上論じられてきた民事調停の存在理由・機能・ニーズとしては、訴訟補充的機能、簡易裁判的機能、取引仲介的機能、事件振分け的機能、法創造的機能、民主主義的機能、事案解明機能、当事者自律的対処能力促進機能等がある。また、民事調停の存在理由・機能・ニーズについての議論は、調停の方式（別席／同席調停）と関連付けられている。すなわち、実体志向と手続志向に大きく分けられ、前者は結果を重視することから別席方式で構わないと考えられるが、その反面、調停委員会が相手に何を話しているか不明であり、手続過程としては不透明になるのであり、また、手続実施者のパターンリズムを正当化することが必要であるとされている。

このほか、調停の型として、評価型調停と促進型調停とがあり、司法型ADRでは評価型調停が志向され、対話促進型調停は民間型ADRにおける型として目指されてきたものということがいえよう。もっとも、民事調停について、前述の調停合意説に立ちつつ、調停裁判説の主張する事実認定や法的判断を現行法規の枠内で可能な限り強化していかなければならないとする立場は、民事調停において、調停機関としては当事者に主体的紛争解決能力があるかぎり、これをできるだけ引き出し促進するように援助すべきであって、調停の進行については、可能であれば当事者主導方式の進行を試み、場合によっては第三者主導方式を適宜併用するなどの運用を提案するといった見解も示されている。他方、見解からすれば、対話促進型調停が調停運営の型として推し進められるべきであるようにも思われるが、その由来するアメリカのメディエーションの背景事情には、当事者が相応の法的知識にアクセスできる環境のもとで、紛争解決への意欲をもってADRに臨み、当事者の自己責任として紛争の解決を目指すことへの土壌がある一方、日本では法的知識へのアクセスの不十分性、解決意欲や専門家への依存性という事情から、土壌が異なることが指摘されている。このことから、アメリカ型の交渉促進モデルとは異なり、手続実施者において、ある程度の法的専門性が要求され、これに適合するような解決が求められているとの見解や、促進型調停でも評価を全くしないということはある程度あり得ないのであって、取引に使うことのできる論点の顕在化、論点の順位づけや真の論点の指摘、裁判規範の参照のほか、手続主宰者が法曹資格者であれば、法的な基礎的価値に反する状況の回避等の情報提供があり得るとの指摘がある。

3 これまでの議論からみる民事調停理論・手続の進行の総論的検討

民事調停制度は、幅広い活用方法が可能な手続であり、それ故に、これまで論じられてきた存在意義・機能もまた種々のものがあり、当事者のニーズも様々である。私見としては、民事調停制度の位置づけ、存在理由・機能については、その多様性を認めつつ、当事者の意思を汲み入れて運用すべき選択的・多義的的制度ということになる。ここでの当事者のニーズをこれまでの議論を踏まえ整理すると、簡易・迅速・低廉、非公開、事案の解明・評価・専門性、民事訴訟における解決の困難性、裁判所の公正性、関係の継続性、紛争解決の主体性・自律性があり、それらのニーズに応じた進行方法が考えられる。

民事調停について、裁判所が関与する司法型ADRとしての位置づけは動かしがたいものがあり、それ故に、例えば調停委員会の存在を全く無視した運用方法を検討することは

困難であると思われるが、当事者のニーズに応じて柔軟にかつ適切にその運用モデルを考えていくことによって、当事者の満足は得られやすくなるのではないか。調停委員会としては、当事者が当該民事調停事件において、どのようなニーズを有しているかを聴取、あるいは汲み取った上で、どのような進行の方法が採るべきかについて検討すべきであり、調停進行の型や方式について、その効用も含めて十分に説明をし、当事者との間で調停の進行についての手続合意をした上で、調停を進めていくべきである。

もっとも、裁判所の手続である民事調停においては、有限な司法資源から手続の職権進行的要素は完全には捨象できないものと思われ、あるいは、後見的な立場からの情報提供が自己決定のためには必要な場合もある。また、このような手続合意が調わない場合には、調停委員会として適切と考える運営方法で進めていくこととなるのが現実的であり、妥当であるとする。

第3 手続合意の形成及び民事調停の進行における各場面のあり方

1 民事調停における手続合意

民事調停における手続合意については、民事訴訟の運営に関する種々の見解を参照することが考えられ、審理契約論、手続保障の第三の波を背景とする「かかわりのプロセス」論、手続裁量論等がある。私見では、訴訟運営上の事項について、裁判所は、まず当事者間に合意が形成されるように努力し、合意が成立しない事項について、裁判所が訴訟指揮権による決定を行って訴訟手続を進行させるとの見解を参照し、民事調停においては、当事者間において調停の進行について成立した合意を調停委員会も適法かつ相当と考えた場合には「三者合意」となり、これによって調停手続が進行し、他方、合意が成立しない場合若しくは当事者間に成立した合意が不適法または不相当な場合には、調停委員会が相当と考える調停運営を行うものとする。

手続合意の形成過程及び内容としては、当事者のニーズの聴取・把握、ニーズに合わせた調停進行の型・方式等についての提案及び当事者からの希望の聴取、進行方法の協議・決定というプロセスを経るものであり、このようなプロセスを経て、調停の進行に関する手続合意が形成されそれに基づいた調停進行がなされ、これが形成されない場合には、調停委員会として相当と考える進行を行うこととなる。以下、調停の各場面、すなわち、事実の調査等・事実認定、解決案の策定・提示、調停の終了（特に調停に代わる決定）の各場面について、当事者のニーズに基づく進行について検討する。

2 事実の調査等・事実認定のあり方について

事実の調査等・事実認定のあり方に関しては、これまでの議論や実務について以下の点が指摘できる。まず、その目的については、調停委員会による事実認識・事実認定のためであるとされてきたところ、紛争解決のためには当事者相互の事実認識が重要であると考えられるが、その方策についての検討がそれまで十分になされてこなかったのではないと思われる。また、事情聴取の内容については、要件事実から離れないような事実関係が念頭に置かれてきたのではないと思われるが、当事者の主体性・自律性ニーズからはストーリーに沿って話をしてもらうことが重要であり、同席・別席の調停の方式とも関連して、その方法を検討すべきである。また、事実の調査等の程度や事実認定の精度については、民事訴訟における事実認定との差異から、実務上民事調停においては証拠調べが行われるのは稀とされており、その他事情聴取以外の事実の調査の方法を含め、当事者の意向と紛争解決への寄与の必要性との関係が問題となり得る。

具体的な進行としては、手続合意の形成において、当事者は、調停委員会から、それぞれの調停ニーズに合わせて適合する調停の型・方式等について提案を受ける。これに際して、それぞれの調停の型において一般的に取られている事情聴取の具体的方法等やその先

にある事実の調査等・事実認定の目的（解決案策定／当事者間の事実の相互認識等）についても教示を受け、これらを当事者においては勘案の上、調停の型・方式について選択し、希望を述べることになる。

また、当事者のニーズを踏まえて事実の調査等の程度や事実認定の精度についても協議する。行った事実の調査については、調停経過の確認において、その成果を確認し、それ以上の事実の調査等を行うべきか、どの程度のことまで明らかにすべきかを協議し、調停委員会及び双方当事者の間において、認識共有を図ることとなる。さらに、それに基づき、より事実の調査の程度を深める必要があれば、協議の上改めて手続合意を行う。また、事実認定の精度については、上記に見た暫定的な事実認定の結果の開示において、その内容や理由を明らかにすることが考えられる。

3 解決案の策定・提示のあり方について

解決案の策定・提示のあり方に関しては、これまでの議論や実務について以下の点が指摘できる。まず、そもそも解決案の策定・提示が当事者のニーズとの関係で必要であるかどうかの問題となる。また、その方法についていわゆる調停委員会主導型と当事者主導型とが指摘されており、司法研究においてはまず後者が検討されるべきとされているが、この点についても当事者のニーズとの関係でいずれの方法をとるかといったことや、あるいは、これらのハイブリッドの方法をとることをも検討し得るのであり、種々の方策が考えられる。さらには、促進型調停において志向されるような調停委員会と双方当事者との協働型も方法としては考えられるところである。

具体的な進行としては、冒頭の手続合意の形成過程において、進行として、事実の調査・事実認定を行った後に、解決案の策定・提示のプロセスに移行することでよいかどうかの確認をすることとなる。もっとも、冒頭の手続合意の時点においては、事実の調査・事実認定を経なければ、解決案の策定・提示の要否が当事者において判然としない場合もあるのであり、その場合には、事実の調査・事実認定を終えた段階で再度手続合意の機会を設けることとなる。

また、解決案の提示・策定を行うこととなった場合において、いわゆる調停委員会主導型、当事者主導型やこれらのハイブリッド型のほか、調停委員会と当事者との協働によることも考えられるのであり、これらについても当事者のニーズを踏まえ、手続合意の形成過程を経てこれらを決することとなる。

4 調停の終了のあり方について

調停の終了の場面においては、特に調停に代わる決定の検討が重要であり、これまでの議論や実務について以下の点が指摘できる。調停に代わる決定を行うかどうかについての当事者の対応・意見は、前述の見解によれば一つの考慮要素と位置づけられているが、調停に代わる決定は、事後的かつ消極的な合意との評価が可能であるとはいえ、やはり決定という一種の裁断的作用である。当事者の意向聴取を踏まえた調停過程を前提にするものであることからしても、また、前述の謙抑主義との関係でも、調停に代わる決定を行うにあたっての手続合意に際しては、当事者の意向を重視すべきであると考えられる。また、調停に代わる決定を行う場合の理由の記載の程度について議論があるが、当事者がどのようなニーズを有しているかによるのであり、事案解明・評価のニーズが強ければ、詳細な事実認定や評価を含むような理由記載もあり得るところである。調停に代わる決定を行うことについて双方当事者が同意していたとしても、どのような決定内容が出されるかを当事者に情報提供したうえで、当事者の意向にそぐわないかの確認が必要であると考えられる。

具体的な進行としては、手続合意の形成過程において、調停に代わる決定の制度趣旨や内容についての説明を調停委員会が行い、当事者のニーズに対して、不成立が見込まれる場合には、これを行うことへの意向聴取をするべきである。もっとも、冒頭の手続合意に

において、そこまでの見通しが立てられないこともあろうことから、調停の進行に応じて意向聴取を行い、合意形成を図ることとなる。特に、不成立が予想される段階において、再度意向聴取が行われることとなる。その上で、(a)当事者双方が、調停に代わる決定を行うことを希望している場合、(b)当事者双方がこれに反対している場合、(c)調停に代わる決定を行うことにつき、当事者の一方が反対し、他方が賛成している場合のそれぞれについて、当事者のニーズや紛争解決の可能性等を踏まえてこれを行うかどうかを決することとなる。

また、調停に代わる決定の理由については、双方が理由に具体的内容が記載されてもよいということであれば、記載する内容についても協議のうえ、記載するという方向でよい。他方、一方が理由の記載について具体的内容を希望しない場合には、抽象的・簡易的な内容にとどめるべきである。

第4 具体的事例における検討

上記第3の私見を踏まえ、具体的事例における実際の調停進行についてモデルを示す。

第1の事例は、法的観点を踏まえた調停進行の採否及び内容が問題となるものであり、請負契約にかかる紛争につき、当事者の双方または一方が、法的観点を踏まえた調停を望んでおらず、関係構築の場として調停を利用することを希望しているケース、及びそれとは逆に当事者の双方が、法的解決を望んでいる場合において、双方又は一方が、法的観点を踏まえた調停をさらに推し進めて、労働審判のように進行することを希望しているケースを取り上げた。それぞれのケースについて、手続合意の形成について検討を加え、考えられるその後の進行について考察した。

第2の事例は、事実の調査・事実認定が問題となるものであり、医療事故事案につき、患者であった申立人が、調停委員会の見解を聞くこと、及び相手方である医療機関からの説明及び謝罪を求めており、他方、相手方である医療機関は、現段階においては一定程度の解決金を支払って解決することを考えているというケースである。このように双方当事者のニーズが異なる場合において、事実の調査・事実認定をどのように行うべきであるかについて考察した。

第3の事例は、解決案策定・提示が問題となるものであり、名誉棄損による損害賠償事案につき、名誉棄損については争いが無いことを前提に、被害者たる申立人は比較的高額の損害賠償を希望しており、他方加害者たる相手方もまた一定程度の賠償をしなければならぬと考えているというものである。この場合において、申立人と相手方とで調停委員会主導型と当事者主導型の異なる解決案策定・提示方法をそれぞれが希望しているケース、調停委員会の説得調整や解決案提示が問題となるケース、調停委員会と双方当事者による協働型による解決のケース、及び当事者が錯誤に陥っている場合における解決案策定・提示が問題となるケースを取り上げ、それぞれについて考察した。

第4の事例は、調停に代わる決定が問題となるものであり、過失割合が問題となる交通事故による損害賠償事案につき、当事者双方の主張と調停委員会による事実認定の結果が異なる場合において、調停成立の見込みがなく、調停に代わる決定について調停委員会として当事者に意向聴取したというものである。この場合において、当事者の一方が明確にこれを拒否しているケース、拒否まではしていないが抵抗があるとしているケース、及び当事者の双方が調停に代わる決定が行われることについて納得はしているが、その理由記載について、一方当事者は詳細な記載をしないでほしいと希望し、他方当事者は調停経過や調停委員会の心証を踏まえた詳細な理由記載を求めているケースを取り上げ、それぞれについて考察した。

第5 結びに代えて

本稿では、当事者のニーズを汲み上げるため、調停委員会と当事者との間の手続合意を形成すること、及びその合意が成立しない場合の調停委員会としての進行を提示し、手続合意の性質及び形成過程のあり方を示した。そのうえで、このような総論的検討を踏まえて、民事調停の各場面、すなわち、事実の調査等・事実認定、解決案策定・提示、及び調停の終了、特に調停に代わる決定のあり方について、当事者のニーズからどのように進行すべきかについて検討を加えたものである。

筆者としては、当事者のニーズに応じた調停進行を行うことで、より広く民事調停が利用されるようになり、民事紛争解決制度の充実化が図られることを切望するものである。本稿における検討には不十分な点も多いが、一つの議論のきっかけになれば幸いである。